

# 随意契約の公表

1. 契約名称 前処理主要機材更新工事
2. 契約締結日 令和5年 9月 19日
3. 契約の相手方 サノヤス・エンテック株式会社 福岡支店
4. 契約金額 23,650,000円
5. 随意契約理由（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）

前処理設備は搬入物（し尿及び浄化槽汚泥）をドラムスクリーンで固液分離した後、固体はスクリープレスで圧縮し、し渣としてホッパーへ搬出、液体は処理液として各貯留槽へ移送する設備であり、生物処理の前段階で夾雑物を除去する重要な工程です。

本設備は稼働後27年を経過しており、能力低下と部品の精度低下による機能停止が危ぶまれることから、主要機材を更新する必要があります。特にし尿用の本設備については処理物の性質上、損傷度合が高いことから今回、し尿用のドラムスクリーン及びスクリープレスの主要機材の更新を行うものです。

本設備は、上記業者が曲水苑の処理能力にあわせて製作を行った独自仕様によるものであり、更新機材は製作メーカーである上記業者しか製作することができません。また、機材の取替、組立作業並びにドラムスクリーンとスクリープレスの連動運転確保のために必要な調整・確認作業には、製作メーカーである上記業者のノウハウが不可欠となります。

このため、本設備の製作メーカーである上記業者以外での本工事は不可能であることから、上記業者と随意契約をするものです。